

条例の審議にあたり 新規制定検討上の前提整理

【土地利用】の側面

～国土利用計画法～

第二条（基本理念） 国土の利用は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配意して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものとする。

【再エネ推進】の側面

～再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法～

第一条（目的） この法律は、エネルギー源としての再生可能エネルギー源を利用することが、内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要となっていることに鑑み、再生可能エネルギー電気の市場取引等による供給を促進するための交付金その他の特別の措置を講ずることにより、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進し、もって我が国の国際競争力の強化及び我が国産業の振興、地域の活性化その他国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

【行政手続きの範囲】の側面

～行政手続法～

第一条（目的等） この法律は、処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関しこの法律に規定する事項について、他の法律に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

第二条（定義）

二 処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。

四 不利益処分 行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。

六 行政指導 行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないものをいう。

第三条（適用除外） 次に掲げる処分及び行政指導については、適用しない。

十三 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる事象が発生し又は発生する可能性のある現場において警察官若しくは海上保安官又はこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律上直接に与えられたその他の職員によってされる処分及び行政指導

○京丹後市行政手続条例

(行政指導の一般原則)

第 30 条 行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該市の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容が相手方の任意の協力によつてのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。ただし、公共の利益を確保するため必要がある場合に、その相手方に意見陳述の機会を与えた上で、当該行政指導の事実その他必要な事項を公表することを妨げない。

(公益上重要な行政指導)

第 33 条 行政指導が住民生活の安全の確保、自然環境等の保全、災害の防止その他公益上重要な事項を目的とするものであるときは、当該行政指導の相手方は、その趣旨及び内容を尊重するよう努めなければならない。

(参考) FIT制度/FIP制度・入札の対象イメージ

